現行許認可制度等の概要(環境・森林関係)

		産業廃棄物処理場		残土処分場		土砂採取場		林地開発	
	根拠法令 の名称	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃掃法) 千葉県廃棄物の処理の適正化等に 関する条例(産廃条例)		千葉県土砂等の埋立て等による 土壌の汚染及び災害の発生の防 止に関する条例(残土条例)		採石法 砂利採取法 土採取条例		森林法	
	根拠法令 の目的	生活環境の保全 公衆衛生の向上		土砂等の埋立て等による土壌の 汚染及び災害の発生の未然防止		採取に伴う災害の防止及び採取 事業の健全な発展		森林の保続培養 森林生産力の増進	
	手続								
	事前協議制 度の有無	(指導要綱)		(指導要綱)		×		×	
		事前協議	本申請	事前協議	本申請	事前協議	本申請	事前協議	本申請
	住民説明会		×		×	×	×	×	×
	の開催	指導要綱		指導要綱					
	住民からの	×		×	×	×	×	×	×
	意見書提出		廃掃法						
	公聴会の開 催	×	×	×	×	×	××	×	×
	審議会(第	×		×	×	×	×	×	
	三者機関) の開催		施設設置専門委 員会(廃掃法)						 森林審議会 (森林法)
	許可基準								
	立地基準	指導要綱で定めている		特に定めていない		特に定めていない		特に定めていない	
		別記のとおり		市町村残土条例において定め た場合には、当該基準による。					
		他法令による立地基準等に抵触しないこと。							
	考(法令の許 可の考え方等)			いるときでなければ、許可をしてはな		「・・・・(<u>不認可事由</u> にあたると) <u>認める</u> ときは、同条の認可をしてはならな <u>い</u> 。」		「・・・次の各号(不許可事由)のいずれに も該当しないと認めるときは、これを 許可 しなければならない。」	

(別 記)

廃棄物処理施設の立地等に関する基準(抄)

【最終処分場】

- ア 最終処分場からの距離は、おおむね1キロメートル以上であること。
- イ 住宅、店舗その他これらに準ずる建物に係る土地の敷地境界からの距離は、おおむね50メートル以上であること。 ただし、学校・保育所・病院・診療所・図書館・特別養護老人ホームの土地敷地境界からの距離は、おおむね100メート ル以上であること。
- ウ 宅地の開発予定地及びその周辺おおむね50メートル以内の土地を含まないこと。
- エ 土地区画整理事業の予定区域及びその周辺おおむね50メートル以内の土地を原則として含まないこと。
- オ 河川・海・湖沼からの距離は、おおむね50メートル以上であること。
- キ 次の場所を原則として含まないこと。 自然公園又は自然環境保全区域の普通地域(区)・郷土又は緑地環境保全区域・鳥獣保護区・首都圏近郊緑地保全区域・特定 植物群落・都市計画施設又はこれ以外の公共施設として将来土地利用計画がある区域又は場所・都市計画法による住居及び商 業の用に供する場所として定められている場所・文化財保護を図る必要のある場所・優良農地として保全を図る必要がある場所

【中間処理施設・再生利用施設】

- ア 学校・保育所・病院・診療所・図書館・特別養護老人ホームの土地敷地境界からの距離は、おおむね100メートル以上であること。
- イ 宅地の開発予定地を含まないこと。
- ウ 土地区画整理事業の予定区域を原則として含まないこと。
- オ 次の場所を原則として含まないこと。 自然公園又は自然環境保全区域の普通地域(区)・郷土又は緑地環境保全区域・鳥獣保護区・首都圏近郊緑地保全区域・特定 植物群落・都市計画施設又はこれ以外の公共施設として将来土地利用計画がある区域又は場所・当該施設が建築物又は第一 種特定工作物に該当する場合にあっては市街化調整区域・文化財保護を図る必要のある場所・優良農地として保全を図る必要

個別法令に基づく立地規制等の概要

	保安林	自然公園	自然環境保全地域等	農用地区域
面 積 (県 計)	18,389ha	26,006ha (特別地域 13,243ha) (普通地域 12,763ha)	1,957ha (特別地区 292ha) (普通地区 1,665ha)	105,311ha
	H16.3.31現在	H17.8.1現在	H16.11.16現在	H16.3.31現在
県土面積に 占める割合		5 . 1%	0.4%	20.5%
根拠法令	森林法	自然公園法 千葉県立自然公園条例	自然環境保全法 千葉県自然環境保全条例	農業振興地域の整備に関する 法律
摘 要	(保安林指定率) 11.4%(県農林水産部調) (主な保安林) ・水源涵養のための保安林 ・山崩れなどの災害を防ぐ保安林 ・海岸の飛砂や潮害を防ぐ保安林 ・防風・干害・魚つき保安林 【保安林の行為規制】 立木の伐採、土地の形質変更を 行うには、知事の許可が必要 (保安林指定の目的達成に支障を 及ぼす場合には許可できない)	(国定公園) ・水郷筑国定公園 ・南房総国定公園 計 2地域 (県立大田) ・県立養老渓谷奥清澄自然公園 ・県立九里自然公園 ・県立印旛手賀自然公園 ・県立印旛手賀自然公園 ・県立の届内の行為規制 自然公園内の行為規制 自然公園内では、地域区分を設けて行為の規制を行う。・特別地域・・・知事への届出が必要・普通地域・・・知事への届出が必要	など 9地域 (郷土環境保全区域) ·竜福寺の森郷土環境保全地域 (旭市) など 18地域 (緑地環境保全地域) ·山倉ダム周辺緑地環境保全地域 (市原市) 1地域 【自然環境保全地域等内の行為規	農用地区域については原則とし